

工事入札・契約の手引き

(一般競争入札編)

(指名競争入札編)

愛川町 財務部 管財契約課

令和8年4月

入札等について	2
1 一般競争入札について	2
2 指名競争入札について	3
3 入札書の提出について.....	3
4 入札金額積算内訳書について	4
5 入札参加の辞退について.....	4
6 入札書の無効について.....	4
7 入札の失格.....	5
8 最低制限価格について	5
9 入札執行回数.....	5
10 入札の中止等について	6
11 落札候補者及び落札者の決定方法.....	6
12 契約にあたっての条件について	7
13 契約手続きについて.....	7
14 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について.....	7
15 建設リサイクル法の適用について.....	7
16 入札結果の公表について	7
17 その他	7
公共建設工事を受注するに当たって	10
1 適切な施工体制等について	10
2 建設工事の適正な施工の確保について	10
3 関係法令の遵守について	10
4 労働福祉の改善等について	11
5 建設業退職金共済制度について.....	11
6 談合行為について.....	11
7 中間前払金について	12

入札等について

本町では管財契約課で執行する入札案件を、原則としてかながわ電子入札共同システム内の「電子入札システム」（以下「システム」という。）を使用した条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）又は指名競争入札で執行しています。

入札に参加する際は、本手引き及び電子入札運用基準（かながわ電子入札共同システムのホームページに掲載されています。）をよく確認し、操作方法、入札手順を理解したうえで参加願います。なお、システム上でのトラブルや操作方法是、コールセンター（フリーコール0120-921-182）にお問い合わせください。

また、入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に違反することのないよう十分注意してください。なお、後日、不正な行為が判明した場合は、契約の解除、違約金の請求等の措置をとることがあります。

1 一般競争入札について

(1) 公告について

- ① 入札に付する事項（件名、概要等）、入札参加資格等について公告します。
- ② かながわ電子入札共同システム内「入札情報サービスシステム」で、閲覧できます。

(2) 競争入札参加申請について

- ① 公告で指定する期日までに、システムにより競争参加資格確認申請書を提出してください。
- ② 入札参加資格申請時に必要な書類の提出を求める案件については、競争参加資格確認申請書提出時にシステムにより添付してください。容量等により添付ができない場合は、管財契約課に持参するか、ファックス又は電子メールにより提出してください。この場合において、「入札参加資格確認申請に伴う誓約書」については、持参又は郵送してください。

(3) 入札参加資格の有無について

競争参加資格確認申請書受領後、入札参加資格を確認し、システムにより資格の有無について通知します。

- ① かながわ電子入札システム内「資格申請システム」により提出された「変更届」については、本町に必要書類が提出され、資格申請システムで本町の認定が完了した日から有効とします。
- ② 「新規申請」、「継続申請」、「団体追加申請」、「業種追加申請」については、本町を含めて他団体全ての認定がされた翌月1日から有効とします。

(4) 設計図書について

- ① 設計図書は、入札情報サービスシステムに添付します。入札情報サービスシステムに添付されていない設計図書につきましては、入札案件概要書に記載されている

方法により確認してください。

なお、設計図書のパスワードは、システムの各案件の「調達案件概要」の備考欄に掲載しますので、案件ごとに確認してください。

② 質問がある場合は、システムの質問回答機能を使用してください。なお、質問につきましては、公告日から受け付けます。

ア システムの「題名」及び「質問事項」には、社名等質問者が特定できる内容は記載しないでください。

イ システム障害等で質問回答機能が利用できない場合は、書面で作成し、ファックス等で質問することができます。

ウ 質問に対する回答は、入札案件概要書に記載の質問回答日以降に行います。

(5) 入札参加の資格喪失について

① 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格が喪失します。

② 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに、電話等で管財契約課まで連絡してください。また、入札情報サービスシステムに添付している、入札参加資格喪失届（様式1）を必ず提出してください。

2 指名競争入札について

(1) 指名通知について

指名通知は、原則としてシステムにより通知します。

(2) 設計図書について

① 指名競争入札案件の場合、設計図書は、愛川町ホームページ>しごと・産業>入札・契約>入札設計図書ダウンロード内の該当案件を選択後、指名通知書に記載のパスワードを入力して確認してください。

② 質問がある場合は、システムの質問回答機能を使用してください。なお、質問につきましては、指名通知日から受け付けます。

ア システムの「題名」及び「質問事項」には、社名等質問者が特定できる内容は記載しないでください。

イ システム障害等で質問回答機能が利用できない場合は、書面で作成し、ファックス等で質問することができます。

ウ 質問に対する回答は、指名通知書の添付資料に記載の質問回答日以降に行いません。

3 入札書の提出について

(1) システムにより提出してください。

- (2) パソコンの故障等により電子入札運用基準「8 紙入札の取扱い」により紙入札書による提出を希望する場合は、紙入札承認願（電話等で連絡をいただいた後、メール等で様式をお送りします。）を管財契約課まで提出してください。
- ア 提出された紙入札承認願について、町が適正と判断した場合のみ紙入札書の提出が可能となります。（不適正と判断した場合のみ連絡します。）
- イ 紙入札書の提出方法については、別途指示します。
- ウ 紙入札承認願及び紙入札書の提出可能期限については、入札案件概要書又は指名通知書の添付資料で定めた入札受付期限日時までです。その期限日時以後の提出は認めません。

4 入札金額積算内訳書について

- (1) 第1回の入札に当たり、第1回の入札書に記載されている入札金額に対応した入札金額積算内訳書を入札書と合わせて提出してください。
- なお、紙入札書による場合の提出方法は、別途指示します。
- (2) 提出する際には、愛川町ホームページ>しごと・産業>入札・契約>入札設計図書ダウンロード内又は入札情報サービスシステムに添付した所定の様式を使用してください。
- (3) 入札金額積算内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。
- ア 契約件名・商号・名称等・代表者職・氏名に誤りがあるもの
- イ 契約件名・商号・名称等・代表者職・氏名の記載がないもの
- ウ 内訳の記載が全くないもの
- エ 入札金額の記載がないもの
- オ 内訳の必須項目が記載されていないもの
- カ 入札書に記載された金額と入札金額積算内訳書の金額が一致しないもの
- (4) 提出していただいた入札金額積算内訳書は、返却しません。

5 入札参加の辞退について

- (1) システムにより辞退届を提出してください。
- (2) 前述の紙入札となった場合は、ファックス等で辞退届を提出してください。
- (3) 入札参加者が入札書提出締切期日までに入札書又は辞退届を提出しなかった場合は、辞退として取り扱います。
- (4) 辞退による不利益な扱いはありません。

6 入札書の無効について

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 愛川町契約規則第 19 条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、**届け出**をしないまま入札に参加した入札書
- (4) 他人名義の ICカードを不正に取得し、使用して行った入札書
- (5) ICカードを不正に使用した入札書
- (6) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (7) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 記入押印を欠く入札又は入札事項を表示しない入札
 - イ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
 - ウ 同一事項に対し 2 通以上の入札
 - エ 他人の入札等を兼ね又は 2 人以上の代理をした入札
 - オ 入札書記載の金額、氏名その他入札要件の記載が確認できない入札
 - カ 所定の日時までには到達しないもの
 - キ その他入札に関する条件に違反した入札
- (8) 入札金額積算内訳書に記載された金額と入札金額が一致しない入札書

7 入札の失格

次のいずれかに該当する場合は、入札者を失格とします。

- (1) 入札金額積算内訳書の提出をしないとき。ただし、2 回目以降の入札は除きます。
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、その最低制限価格未満の価格で入札したとき。
- (3) 低入札価格調査制度を設定した入札において、失格基準価格未満の価格で入札したとき。
- (4) 落札の候補者となった場合に、入札案件概要書に定めた書類を提出しないとき。

8 最低制限価格について

- (1) 予定価格（税込み）が**200万円を超える**案件について設定します。
- (2) 令和 7 年 6 月から最低制限価格の算定方法は、別表「最低制限価格計算表」により計算した額とします。

9 入札執行回数

入札執行回数は、原則として 1 回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低

制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を2回まで行います。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札(2回目の入札)には参加できません。また、3回目の入札も同様とします。

10 入札の中止等について

- (1) 一般競争入札の場合で、入札参加者がいないときは、中止とします。
- (2) 指名競争入札による場合で、応札者がなかったときは、不調とします。
- (3) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止し、延期し、又は取り消します。
- (4) 入札を中止し、延期し、又は取り消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知します。
- (5) 入札が中止し、延期し、又は取り消しとなった場合は、入札のために要した費用を請求することはできません。

11 落札候補者及び落札者の決定方法

- (1) 本町が発注する全ての工事入札案件において、入札の透明性・公平性をより高めるため、開札後に工事費内訳書を公開し、入札者からの疑義の申立期間を設けます。疑義申立期間は、開札日の翌々日(土曜日、日曜日及び祝休日並びに年末年始を除く)の午後5時まで、申立てを行ってください。詳細は愛川町ホームページ>しごと・産業>入札・契約>入札・契約制度をご確認ください。
- (2) 予定価格(税抜き)の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合においては、予定価格(税抜き)と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札候補者とします。なお、最低制限価格を設けていない入札の場合(低入札価格調査制度設定時)は、地方自治法第234条第3項及び同法施行令第167条の10第1項の規定により最低価格の申し込み者を落札候補者としなないときがあります。
- (3) 落札候補者には、電話、ファックス、電子メール等で連絡をします。「入札案件概要書」に記載のある書類及び連絡時に指示をした書類について、指定された日時までに管財契約課へ持参、ファックス、電子メール等で提出してください。
- (4) 落札候補者について入札参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に当該落札候補者を落札者として決定します。なお、審査に際し積算内容を確認する場合があります。
- (5) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上の場合は、電子くじ引きを実施して落札者を決定します。

12 契約にあたっての条件について

- (1) 落札後、契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加資格の制限又は愛川町指名停止等措置要綱の停止措置を受けた場合は、契約を締結することはできません。
- (2) 技術者の専任や雇用関係が確認できない場合は、落札後であっても契約を締結することはできません。

13 契約手続きについて

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成が必要となります。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。
- (2) 落札後に正当な理由なく契約締結を辞退した場合には、愛川町指名停止等措置要綱の規定に基づき、指名停止とします。

14 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知を提出してください。

15 建設リサイクル法の適用について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である場合は、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考に積算した上で入札してください。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととします。

16 入札結果の公表について

入札の結果については、後日「愛川町ホームページ」により公表します。

17 その他

- (1) システムに関する操作及び手続きの詳細については、かながわ電子入札共同システ

ム内「電子入札システム操作マニュアル」で確認してください。

- (2) 電子入札運用基準については、かながわ電子入札共同システム内で確認してください。
- (3) 公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。

入札等に関する問い合わせ先 愛川町財務部管財契約課契約検査班
〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
電 話 046-285-6926 (直通)
FAX 046-286-5021
E-Mail kanzai@town.aikawa.kanagawa.jp

システムの操作全般
電子入札システムの利用者登録・ICカード関連の問い合わせ先
コールセンター:フリーコール0120-921-182
(平日9時から17時まで)

最低制限価格計算表		別表	
①予定価格（税抜き）	円		
②直接工事費の額に 0.97を乗じて得た額	円	直接工事費 ×0.97	※ 小数点以下を切り捨て
③共通仮設費の額に 0.90を乗じて得た額	円	共通仮設費 ×0.90	※ 小数点以下を切り捨て
④現場管理費の額に 0.90を乗じて得た額	円	現場管理費 ×0.90	※ 小数点以下を切り捨て
⑤一般管理費等の額に 0.68を乗じて得た額	円	一般管理費等 ×0.68	※ 小数点以下を切り捨て
⑥スクラップ等売払い収入相当額	円	スクラップ等売払い 収入相当額	※ 工事価格とは別に積算している場合に限る
⑦最低制限価格の基礎となる金額	円	②+③+④+⑤-⑥	
⑧⑦万円止め	円		
⑨最低制限価格割合	%	⑧÷①×100	※ 小数点以下第3位を四捨五入
⑩適用する最低制限価格割合	%	⑨=⑩ ただし、⑨の割合が92%を超える場合には92%とし、80%に満たない場合には80%とする。	
⑪最低制限価格（税抜き）	円	⑪=⑧ただし、⑨の割合が92%を超える場合又は80%に満たない場合には①×⑩とする。	※万円止め

※1 電気工事及び機械器具設置工事において「機器費」、「設計技術費」がある場合は、②直接工事費に合算する。「据付間接費」、その他項目がある場合は、④現場管理費相当額に合算する。

※2 特別なものについては、上記計算表②から⑧にかかわらず、⑨適用する最低制限価格割合として80%から92%の範囲内で、適宜の金額（万円止め）とすることができる。なお、解体工事案件については上記によらず、予定価格の91%（万円止め）を最低制限価格とする。

公共建設工事を受注するに当たって

1 適切な施工体制等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な下請契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者雇用条件等の改善に努めてください。

2 建設工事の適正な施工の確保について

- (1) 建設業法に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないでください。一括下請の禁止に違反した場合は、建設業法に基づく監督処分等が行われることとなります。
請負者が請け負った工事の一部を下請させようとするときには、下請金額にかかわらず建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7の規定による施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、その写しを発注者に提出してください。また、工事現場には施工体系図を掲示してください。
- (2) 現場代理人（工事現場において請負者の任務の代行をする者。以下同じ）は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行ってください。
- (3) 現場代理人と次の(4)の主任技術者又は監理技術者との兼務は認められています。
- (4) 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置し、他の工事現場との重複配置をしないでください。
- (5) 前の(4)の請負者が工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者は、建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の交付を受けている者でなければなりません。
- (6) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組みとして、本町が発注する工事の現場において週休2日制の確保を実施するために必要な事項を週休2日制確保モデル工事実施要領において定めています。

3 関係法令の遵守について

建設工事の施工に当たっては、関係法令を遵守してください。

なお、平成24年4月1日から愛川町暴力団排除条例（平成23年条例第16号）が施行されていますので、その趣旨に則り施工に当たってください。

4 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び健康保険制度への加入等労働福祉の改善に努めてください。

なお、本町の発注する工事において、法定外の労災保険の付保を要件化しています。

法定外の労災保険は、業務上または通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険（労災保険）の給付に上乗せして、共済金を給付する保証制度です。

本町の発注する公共工事のうち、設計図書（特記仕様書・現場説明書）に、「法定外の労災保険の付保」について明示のあるものが対象となります。

5 建設業退職金共済制度について

- (1) 請負者は、勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付してください。ただし、請負者（下請契約を締結した場合は受注者も含む。）が、その従業員を使用して全工事を施工した場合で、その全従業員について退職金支給制度を有しているときは、証紙を購入する必要はありません。
- (2) 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の機構加入並びに証紙の購入及び貼付を促進してください。
- (3) 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に機構加入手続き及び機構関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようにしてください。
- (4) 請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者の雇用が必要となった時点において、その雇用に見合った証紙を購入してください。なお、建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により掛金収納書届を提出できない場合は、その理由を書面により申し出てください。
- (5) 購入した際には、建設業退職金共済証紙購入状況報告書に掛金収納書を貼付し監督員まで提出してください。また、工事完了検査時に、建設業退職金共済関係提出書及び建設業退職金共済証紙貼付実績報告書を提出してください。

6 談合行為について

談合行為は、絶対に行わないこと。このような行為が明らかになった場合は、公正取引委員会へ通知するとともに「愛川町指名停止等措置要綱」に基づき、厳しく対処します。

7 中間前払金について

前払金をするとした契約について中間前払を行います。

この制度は、当初の前払金（請負金額の40%以内）を受けた後、工期半ばで請負金額の20%以内の前払金を追加請求できる制度です。

また、中間前払をしたときは、原則として部分払をすることはできません。

詳しくは、別添の「工事の入札・契約制度について」をご覧ください。

工事の入札・契約制度について

愛川町管財契約課

1. 工事入札方式

(1) 適用される入札制度

区 分	適用する制度	備 考
最低制限価格制度	設計金額 200 万円を超える工事入札	R 7. 4. 1～適用
低入札価格調査制度	—	R 8. 4. 1～休止

(2) 最低制限価格の算定方法・適用範囲

区 分	適用方法等	備 考
最低制限価格の算定方法	<p>※次の①～④の合計した額 (万円単位とし、万円未満切捨て)</p> <p>① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.9 ③ 現場管理費×0.9 ④ 一般管理費等×0.68</p> <p>注) スクラップ等の売払い収入相当額が工事価格とは別に積算されている場合は、スクラップ等売払い相当額を合計金額から減額する。</p>	R 4. 4. 1～適用 (一般管理費等に適用する率を見直し)
最低制限価格の適用範囲	予定価格の 80%以上 92%以下	R 2. 4. 1～適用
<p>※解体工事案件については上記によらず、予定価格の 91% (万円止め) を最低制限価格とします。</p>		

(3) 低入札調査基準価格の算定方法・適用範囲

区 分	適用方法等	備 考
調査基準価格の算定方法	<p>※次の①～④の合計した額 (万円単位とし、万円未満切捨て)</p> <p>① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.9 ③ 現場管理費×0.9 ④一般管理費等×0.68</p> <p>注) スクラップ等の売払い収入相当額が工事価格とは別に積算されている場合は、スクラップ等売払い相当額を合計金額から減額する。</p>	R 8. 4. 1～休止
調査基準価格の適用範囲	<p>予定価格の 80%以上 92%以下</p>	R 8. 4. 1～休止

2. 契約締結時に必要な契約保証の適用範囲 (H30. 4. 1～適用)

区 分	適用する工事	備 考
金 銭 的 保 証	<p>契約金額 500 万円以上の工事</p>	H30. 4. 1～適用
<p>役 務 的 保 証 (損害保険会社の公共工事履行保証証券で契約不適合責任保証特約付に限る。)</p>	<p>契約金額 1 億円以上の工事で供用開始時期が限定されるなど、特別な理由のある工事で、次に該当するもの。</p> <p>1 工事の完成が遅延することにより、人命等に係わる事態が予想される場合 2 工事の完成が遅延することにより、個人の財産等に被害を及ぼす恐れがある場合 3 工事の完成が遅延することにより、実質的な損害が予想され、金銭的保証では不十分な場合</p>	R 8. 4. 1～適用要件の明確化

3. 入札参加者の社会保険加入について（H27.4.1～適用）

本町の競争入札等に参加を希望する場合は、神奈川県及び県内29の市町村（横浜市・川崎市・山北町・真鶴町を除く）並びに神奈川県内広域水道企業団（以下「団体」という。）が共同で運営している「かながわ電子入札共同システム—資格申請システム—」を通じて申請を行っていただいております。

認定に当たっては、神奈川県が行う共通審査の中で、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条の規定による届出をしなければならない場合に、当該届出をしている者を認定の要件としています。

4. 入札金額積算内訳書の入札時の提出について（R8.3.1～適用）

公共工事の入札については、電子入札システムで応札する際に「入札金額積算内訳書」の添付が必要です。

入札金額積算内訳書の様式は、入札時の設計図書のダウンロードを町ホームページから行う際に、同時にダウンロードしてください。

なお、提出のあった入札金額積算内訳書の「契約件名・商号・名称等・代表者職氏名・工事価格等」に誤りがあった場合には、その応札を無効として取り扱いますので注意してください。

また、令和8年3月1日以降発注の工事入札については、「入札金額積算内訳書」の記載内容が変更となっており、未記載等の場合については、その応札を無効として取り扱いますので注意してください。

5. 施工体制台帳及び作業員名簿の提出について（R3.4.1～適用）

工事入札に係る契約案件について、施工計画書の提出時に施工体制台帳の提出が必要です。また、令和3年度より別紙4「作業員名簿」の添付も必要となります。

6. 現場代理人の常駐義務緩和について（R7.4.1～適用）

本町では、本町公共工事標準請負契約約款第10条第2項の規定による現場代理人は、工事現場に常駐することと定めており、一人一現場の制約を設けていますが、町内建設業者の受注機会拡大を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和します。

7. 前払金・中間前払金について

区 分	適用工事	前 払 率	備 考
前 払 金	契約金額 500 万円以上 の工事	契約金額（消費税額を含む） の 40%	R2. 4. 1～適用 （前払金の限度額を 廃止）
前払金の追加 （中間前払金）		契約金額（消費税額を含む） の 20%	H29. 4. 1～適用

※継続費又は債務負担行為を設定している案件については、当該会計年度の出来高予定額ごとに前払率を乗じて、前払金・中間前払金を算出することになります。

※令和8年4月1日以降に契約した工事案件については、前払金の充当可能範囲を拡大しておりますことから、契約約款により確認してください。

8. 建設業退職金共済証紙購入について（H28. 4. 1～適用）

本町では、工事入札の契約にあたって、建設業退職金共済証紙購入状況報告書等の作成を求めています。

9. 入札への参加制限について（R3. 4. 1～適用）

談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、令和3年4月1日以降の発注工事について、資本関係または人的関係にある者同士の同一入札への参加制限をするものです。

町 HP「資本関係または人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」を御覧ください。

10. 各種様式の押印の廃止について（R3. 4. 1～適用）

愛川町押印廃止方針（令和3年3月策定）に沿って、受注者から提出を受ける工事・業務委託等に係る様式について、押印を廃止します。

町 HP「押印廃止を行う様式一覧」を御覧ください。